五　出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［54～115　略］

116　法別表第一の五十七の三十三の項の総務省令で定める事務は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答とする。

117　法別表第一の五十七の三十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第八条の三第一項の調理技術に関する審査の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第二十条（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の学科試験又は実技試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

三　調理師法施行規則第二十一条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定証書の交付若しくは再交付に関する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　調理師法施行規則第二十三条第一項（同令第二十六条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の調理技術に関する審査の停止又はその技術審査試験の合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

118～145　［略］

146　法別表第一の七十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

四　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

五　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　職業能力開発促進法第五十条第三項の技能士の名称の使用の停止の対象となる者の氏名又は住所の確認

147　法別表第一の七十一の二の項の総務省令で定める事務は、職業能力開発促進法第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答とする。

［新設］

［54～115　同上］

［新設］

［新設］

116～143　［同上］

144　法別表第一の七十一の項の総務省令で定める事務は、合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］